

借地借家法 借家 宅建 H14-14-4 <<#627>>

【問】 正誤をつけよ。

期間の定めのない契約において、賃貸人が、解約の申入れをしたときで、その通知に借地借家法第28条に定める正当事由がある場合は、解約の申入れの日から3月を経過した日に、契約は終了する。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 解約による建賃貸借の終了【★基礎必須】

建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から6月を経過することによって終了する。（借家法27条1項）

⇒ 賃貸人から解約申入れをする場合、正当事由が必要

⇒ 賃借人から解約申入れをした場合は、3月で終了（正当事由は不要）